

# 令和5年度 葛飾区ボランティア保険のご案内

ボランティア保険は、ボランティア活動中（区内往復途上の経路も含まれます）に、思わぬ事故により負傷・死亡した場合や、行事の参加者やその他第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に補償される保険です。

## 1 対象となる団体

ボランティア保険は、以下の要件をすべて満たす団体を対象としています。

- (1) 区内に活動の拠点がある
- (2) 無報酬（実費弁償は除く）で技術や労働力を提供する
- (3) 公益性のある直接的活動を行う

## 2 対象となる活動

- (1) 青少年及び乳幼児の健全育成活動  
(PTA・自治町会・子ども会等主催の青少年・乳幼児を対象とした各種スポーツ活動中の指導等)
- (2) 障害者（児）の援護活動
- (3) 高齢者の援護活動
- (4) 住みよい街づくり活動（清掃活動、防犯・防火活動、交通安全活動、リサイクル活動等）
- (5) その他特に必要と認める活動

## 3 被保険者

上記1に該当する団体の指導者及びボランティア活動に自主的に参加し、従事する方（高校生以上）が被保険者になれます。

## 4 保険期間

令和5年7月1日午後4時～令和6年7月1日午後4時の1年間

## 5 保険料

無料（区で負担します。）

## 6 注意事項

- (1) 補償されるのは、加入時に提出された年間行事予定に記載された活動のうち、ボランティア活動とみなされる行事のみです。非ボランティア活動中の事故は補償されませんので、事故が起きた場合は、その都度、受付窓口各課に保険対象の有無をご確認ください。
- (2) 政治、宗教及び営利を目的とする活動及びその活動を行う団体又はグループは保険の対象となりません。また、スポーツ活動の支援を行う事を目的とする活動も保険の対象となりません。（乳幼児、障害者（児）、高齢者、中学生以下の児童、生徒を対象とするスポーツ活動は対象です）
- (3) 加入時に申請した活動目的以外の活動中の事故については保険の対象となりません。

## 7 加入申請に必要な書類

- (1) 新規加入の場合
  - ① 申請書
  - ② 年間行事予定
  - ③ 会則または規約

(2) 継続加入の場合

①申請書 ②年間行事予定③会則または規約(前年度より変更があった場合のみ必要)

※事故発生時は、団体名簿または当日の参加者名簿の提出が必要になります。

8 加入手続き

保険加入を希望されるボランティア団体の代表者は、「被保険者認定・保険加入申請書」を下記の窓口令和5年6月9日(金)迄に提出してください。  
(申請書は担当課窓口にお問合せください。)

※この保険と類似の保険に加入されていても、加入できます。

団体・グループ名	受付窓口	電話
P T A	地域教育課	5 6 5 4 - 8 5 8 9
子ども会・青少年健全育成団体等		5 6 5 4 - 8 4 8 2
心身障害者福祉活動団体等	障害福祉課	5 6 5 4 - 6 3 8 9
高齢者福祉活動団体等	シニア活動支援センター	5 6 9 8 - 6 2 0 1
自治町会等	地域振興課	5 6 5 4 - 8 2 3 1
国際交流ボランティア団体	文化国際課	5 6 7 0 - 2 2 5 9
清掃協力会等	清掃事務所	3 6 9 3 - 6 1 1 3
生徒・児童対象スポーツ団体等	生涯スポーツ課	3 6 9 1 - 7 1 1 1
私立幼稚園父母会	子育て施設支援課	5 6 5 4 - 8 2 6 6
私立保育園父母会・その他	子育て施設支援課	5 6 5 4 - 8 2 9 7
区立保育園父母会	保育課	5 6 5 4 - 8 2 6 8
私立学童保育クラブ父母会	放課後支援課	5 6 5 4 - 7 6 1 3

\* 上記以外の団体は活動内容に応じて関連の担当課にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

- ・上記受付窓口
- ・総務課総務係 (5 6 5 4) 8 1 3 6

## 9 事故が発生した場合

### (1) 事故報告

事故が起きたら、直ちに、電話により受付窓口各課まで以下の事項をご連絡ください。(報告が遅れると、障害などの原因が特定できず対象外となる場合があります。)

①日時 ②場所 ③事故発生の状況 ④受傷者名 ⑤傷害の程度

\* 損害賠償責任の場合は、⑥被害者名 ⑦加害者名もご連絡ください。

### (2) 保険金の請求時期

①損害賠償責任事故の場合は、事故が円満に解決した時点です。交渉が難航している場合は、担当課窓口にご連絡・相談してください。

②傷害事故の場合は、治療が終了した時点又は事故発生日より180日を経過した時点です。

## 10 保険内容

### (1) 損害賠償責任保険

#### 保険金が支払われる場合

ボランティア活動中の指導者が、管理監督の不手際や指導・誘導のミスなどによって参加者やその他の第三者のカラダやモノに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

- ①身体賠償：第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- ②財物賠償：第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- ③保管物賠償：第三者の預かり品や管理物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

#### 保険金が支払われない場合

(主な例) ●故意による場合

●戦争・変乱・暴動・労働争議・その他社会的騒乱等による場合

●地震・噴火・洪水・津波又はこれらに類する天災による場合

●親族に対する賠償責任

●占有・使用又は管理する車両又は動物による賠償責任

(自動車に起因する事故については、その車両が加入している自動車保険の適用となります。)

●施設の建設などの工事による賠償責任 ほか

### ◎ 保険金額

身体賠償	最高 1名 1億円	1事故 2億円
財物賠償	最高 1事故	1,000万円
保管物賠償	最高 1事故	500万円

#### (保険金で支払われるもの)

①治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など

②保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解もしくは調停費用

③損害の防止、軽減のため有益な応急、緊急措置費用

\* 支払われるものは、保険会社との相談によって決まります。

#### (注意事項)

①指導者自身のカラダやモノに対しての損害は対象となりません。(ケガをした場合は傷害保険の適用)

②1,000円以下の損害は、本人(法律上の賠償責任を負った指導者)の負担となり、1,000円を超えた分に対して保険金が支払われます。

## (2) 傷害保険

### 保険金が支払われる場合

ボランティア活動中に、指導者またはボランティア活動の従事者（高校生以上）が偶発的な事故でケガをしたり、死亡した場合に支払われます。疾病は対象外ですが、熱中症は対象です。

### 保険金が支払われない場合

(主な例)

- 故意による場合
- 戦争・変乱・暴動等などによる場合
- 地震・噴火・津波・又はこれらに類する天災による場合
- 脳疾患・疾病・心神喪失・持病等による場合
- 自殺行為・犯罪行為・闘争行為による場合
- 細菌性食中毒による場合（O-157を含む）、靴ずれ、腱鞘炎等
- 無資格運転や酒酔い運転による場合
- 山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング等の危険な運動による場合
- 宿泊を伴う活動で、宿泊施設内における事故等による場合 ほか

### ◎ 保険金額 (被保険者1名あたり)

死亡補償金	335万円
後遺障害補償金	10～335万円（障害の程度による）
入院補償金	日額 5,000円
通院補償金	日額 1,000円

- ① 死亡補償金：事故発生から180日以内にそのケガがもとで死亡した場合
- ② 後遺障害補償金：事故発生から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が発生した場合
- ③ 入院補償金：入院し医師の治療を受けた時、事故発生の日から180日分を限度
- ④ 通院補償金：医師の治療を受けたとき、その通院日数に対し90日分を限度

### (注意事項)

- ① 見舞金的な性格の保険であって、治療費支払いのための保険ではありません。また通院・入院日数は保険会社により査定されますので、支払算定の上で、実際の通院日数とは異なる場合があります。
- ② 入院・通院補償金の支払い対象となるのは、医師の治療を受けた場合で、治療日数は事故発生の日から180日以内のものを対象とします。
- ③ 請求金額10万円未満の事故については、原則として診断書の提出は不要となります。保険金請求書の申告欄を記入してください。